第二十四条の四第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の五　法第二十七条の六第二項の規定による届出（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局に係るものを除く。次項において同じ。）は、当該届出に係る届出書の写し一通を添えて行わなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

2　総務大臣又は総合通信局長は法第二十七条の六第二項の規定による届出を受理したときは、前項本文の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、当該届出が電子申請等である場合は、当該届出を受理したときは、同項本文の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

別表第二号の四注20中⑧を⑨とし、⑦を⑧とし、同注20⑥中「法第27条の２第２号」を「施行規則第15条の２第２項第２号」に改め、同⑥を同注20⑦とし、同注20⑤の次に次のように加える。

⑹　特定無線局（施行規則第15条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。

別表第五号の五の二中「法第27条の２第２号」を「施行規則第15条の２第２項第２号」に、「無線局の開設届出書の様式」を「無線局の開設等届出書の様式」に改め、同表の様式を次のように改める。

包括免許に係る無線局の開設／変更届出書

年　月　日

（何）総合通信局長（注２）殿

届出者（注３）住所（ふりがな）

氏名又は名称（ふりがな）　㊞

電波法第27条の６第３項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、下記のとおり開設／変更したので、届け出ます。

記

１　包括免許の番号	
２　特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日	
３　無線設備の設置場所	コード［　　］
４　無線設備の工事設計の内容	
⑴　適合表示無線設備の番号	
⑵　無線設備の製造番号	
５　備考	

（長辺）　（短辺）　（日本工業規格Ａ列４番）

別表第五号の五の二注９を同表注10とし、同表注８中「６の欄」を「５の欄」に改め、同注８を同表注９とし、同表注７中「５の欄」を「４⑵の欄」に改め、同注７を同表注８とし、同表注６中「４の欄」を「４⑴の欄」に改め、同注６を同表注７とし、同表注５を同表注６とし、同表注４中「開設した」の次に「、又は当該無線局に係る事項を変更した」を加え、同注４を同表注５とし、同表注３を同表注４とし、同表注２を同表注３とし、同表注１を同表注２とし、同表注１として次のように加える。

注１　開設又は変更のいずれかの不要の文字を抹消すること。

別表第五号の五の二を別表第五号の五の三とし、別表第五号の五の次に次の一表を加える。

別表第五号の五の二　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る無線局の開設等届出書の様式（第24条の２関係）

１　１枚目

包括免許に係る無線局の開設／変更届出書

年　月　日

（何）総合通信局長（注２）殿

届出者（注３）住所（ふりがな）

氏名又は名称（ふりがな）　㊞

電波法第27条の６第３項の規定により、包括して免許を受けている無線局に関して、下記のとおり開設／変更したので、届け出ます。

記

１　包括免許の番号				
２　特定無線局の番号				
３　特定無線局を開設した、又は当該無線局に係る事項を変更した日				
４　無線設備の設置場所	設置場所番号	設置場所の区別コード	住所	
			フリガナ	
			都道府県―市町村コード［　　］	
			フリガナ	
			都道府県―市町村コード［　　］	
			フリガナ	
			都道府県―市町村コード［　　］	

（長辺）　（短辺）　（日本工業規格Ａ列４番）